

第 27 回参議院議員通常選挙

指定病院等における 不在者投票事務処理要領

鳥取県選挙管理委員会

目 次

第 1	不在者投票・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	不在者投票をすることができる期間・・・・・・・・	1
第 3	不在者投票をすることができる者・・・・・・・・	1
第 4	不在者投票管理者となる者・・・・・・・・・・・・・	2
第 5	不在者投票を行う場所・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 6	不在者投票の立会人・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 7	不在者投票の手続・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第 8	投票の送致・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第 9	船員である入院患者等の不在者投票について指定港の市町村の選挙管理委員会に請求する場合の特例・・・・・・・・	8
第 10	不在者投票手続の変更・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第 11	投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等・・・・・・・・	9
第 12	不在者投票事務処理状況の記録・・・・・・・・	9
第 13	指定病院等における不在者投票・・・・・・・・	10
第 14	第 2・9 号様式の記載要領・・・・・・・・	11
◎様式集・・・・・・・・		15
第 1 号様式（依頼書）		
第 2 号様式（請求書甲用紙）		
第 2・9 号様式（乙用紙）		
第 3 号様式（不在者投票宣誓書・請求書）		
第 4 号様式（投票用紙）		
第 5 号様式（投票用封筒）		
第 6 号様式（不在者投票証明書）		
第 7 号様式（不在者投票証明書用封筒）		
第 8 号様式（送致用封筒）		
第 9 号様式（送付書甲用紙）		
第 10 号様式（船員の不在者投票用紙）		
◎指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例		29
◎別表 1 市町村選挙管理委員会所在地等一覧表		34
◎別表 2 指定病院等一覧		35

【凡例】

法 48 の 2 ①Ⅲ・・・公職選挙法第 48 条の 2 第 1 項第 3 号
 令 50 ①・・・公職選挙法施行令第 50 条第 1 項
 則 15 の 4・・・公職選挙法施行規則第 15 条の 4

事務の内容	注意事項
第1 不在者投票 不在者投票とは、選挙期日に、選挙人が投票所に行くことが困難であると考えられる一定の事由に該当することが見込まれる場合に、選挙期日の前に投票することができる制度です。(法49、48の2①)	不在者投票の管理執行に当たり、その手続如何によっては、争訟に発展し、選挙人に不信感を抱かせることにもなりかねません。事務処理に当たっては、法令及びこの事務処理要領に定めるところにより、公正かつ厳正に行ってください。
第2 不在者投票をすることができる期間 指定病院等(第3の1から4までの施設をいう。以下同じ。)において不在者投票をすることができるのは、公示日の翌日から選挙期日の前日までの毎日午前8時30分から午後5時までです。(令56①、令57①、令58①、法270の2②)	1 市町村の選挙管理委員会への投票用紙等の交付請求は、午前8時30分から午後8時まで行うことができます。(法270の2①、令142の2①I) 2 公示日当日は不在者投票をすることができませんので注意してください。 3 事務処理上、施設内において、特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。
第3 不在者投票をすることができる者 指定病院等で不在者投票をすることができる者は、次の者で、選挙期日の当日、一定の不在者投票事由に該当することが見込まれる選挙人に限られます。(法48の2①、法49①) 1 指定病院に入院している選挙人 都道府県選挙管理委員会が指定した病院(以下「指定病院」という。県内の指定状況は別表2のとおり。)に入院している者であって、選挙期日に次のいずれかの事由により自ら投票所に行き投票することができないと見込まれる選挙人です。 (1) 疾病等により歩行が困難であること。(法48の2①Ⅲ、法49①) (2) 選挙人(上記(1)を除く。)の属する投票区の区域外の指定病院に入院中のもの。(法48の2①Ⅱ、法49①) 2 指定老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設に入所している選挙人 都道府県選挙管理委員会が指定した老人ホーム、身体障害者支援施設又は保護施設(以下「老人ホーム」、「支援施設」又は「保護施設」という。県内の指定状況は別表2のとおり。)に入所している選挙人であって、選挙の当日、上記1と同様の事由等に該当することが見込まれる選挙人です。(法48の2①ⅡⅢⅤ、法49①) 3 刑事施設、労役場又は監置場に収容されている選挙人	1 選挙人とは、選挙人名簿に登録された者であることを原則とします。 2 不在者投票ができる選挙人は、次の(1)から(6)までのうちいずれかの事由により、選挙期日に投票所に行き投票することができないと見込まれる者です。(法49①) (1) 法48条の2第1項第1号事由 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。 ※「総務省令で定める用務」とは、「葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰をする者、その者の親族その他社会通念上これらの者に類する地位にあると認められる者が当該冠婚葬祭において行うべき用務」とされています。(則15の4) (2) 法48条の2第1項第2号事由 用務(第1号事由の用務を除く一切の公私の用事を意味する。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。 (3) 法48条の2第1項第3号事由 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため、若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。 (4) 法48条の2第1項第4号事由

刑事施設に収容されている被疑者、被告人及び拘留の刑に処せられた者又は労役場若しくは監置場に収容されている者で、選挙期日の当日も勾留、拘置、留置中であると見込まれる選挙人です。(法48の2①Ⅲ、法49①)

なお、刑事施設に収容されている者には、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第15条第1項の規定により刑事施設に代えて留置施設に留置されている者が含まれます。

4 少年院又は少年鑑別所に収容されている選挙人

保護処分に付されて少年院に収容された者及び観護措置により少年鑑別所に収容された者で、選挙の当日も収容中であると見込まれる者です。(法48の2①Ⅲ、法49①)

交通至難の島などに居住していること又はその地域において滞在をすること。

(5) 法48条の2第1項第5号事由

その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

(6) 法48条の2第1項第6号事由

天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

3 患者の付添人、看護師等は、指定病院等において不在者投票をすることはできません。

(選挙期日の当日、法第48条の2第1項第1号、第2号、第5号又は第6号の事由に該当することが見込まれる者は、一般の選挙人と同様に名簿登録地の市町村選挙管理委員会においては期日前投票、名簿登録地の市町村以外の選挙管理委員会においては不在者投票をすることができます。)

4 左列1及び2の場合、選挙期日の当日、歩行が困難であることが見込まればよいので、不在者投票の当日、現実には歩行が困難でなくても差し支えありません。

5 歩行が困難であるが見込まれる者で指定病院等に入院(入所)中の者の投票は、第3号事由による不在者投票となります。

6 その属する投票区の区域内の指定病院等に入院(入所)中であつても、歩行が容易な場合は、第6号事由による場合を除き、不在者投票をすることができません。

なお、歩行が容易な者で、その属する投票区の区域外の指定病院等に入院(入所)中の者は、第2号事由によって、不在者投票をすることができます。

7 郵便等による不在者投票ができる者(身体に重度の障害がある者若しくは戦傷病者又は介護保険法上の要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者)であつて指定病院等に入院(入所)中の者であつても、入院(入所)中の病院等において不在者投票管理者のもとで第3号事由による不在者投票ができます。

(郵便等による不在者投票を行うのか、不在者投票管理者のもとでの不在者投票を行うのか選挙人(付添人、家族)に予め確認しておくことが必要です。)

第4 不在者投票管理者となる者

1 不在者投票管理者となる者

指定病院等で不在者投票管理者となる者は、次のとおりです。(令55②④)

1 不在者投票管理者は選挙権を有することを必要としません。

2 院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護

指定病院等	不在者投票管理者
1 指定病院	院長
2 老人ホーム	老人ホームの長
3 支援施設	支援施設の長
4 保護施設	保護施設の長
5 刑事施設、労役場、監置場	刑事施設の長、労役場又は監置場が附置された刑事施設の長（以下「刑事施設の長」という。）
6 留置施設	留置施設の留置業務管理者
7 少年院	少年院の長
8 少年鑑別所	少年鑑別所の長

2 上記の者に事故があり又は欠けた場合

それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令５５⑨）

3 指定病院長、老人ホームの長、支援施設の長又は保護施設の長が候補者になった場合又は外国人である場合

不在者投票管理者となることができないので、それらの職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。（令５５⑧⑨）

施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長は、不在者投票管理者の権限を他人に委任することはできません。

3 不在者投票管理者たる指定病院等の長が候補者となった場合は、候補者となった当該選挙だけでなく、候補者である期間に行われる全ての選挙において不在者投票管理者となることはできません。（令５５⑧）

4 不在者投票管理者の役目は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することです。その担当する事務の主なものは次のとおりです。

（１）選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求すること。（令５０④）

（２）交付を受けた投票用紙及び不在者投票用封筒を選挙人に渡すこと。（令５３④）

（３）投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書を点検すること。（令５８①②）

（４）選挙権を有する者を立会人に選び、不在者投票に立ち合わせる。（令５６③、令５８③）

（５）不在者投票記載場所の設備をすること。（令５８④、令３２）

（６）代理投票の申請を受け、その可否を決定すること。（令５８④、令５６④⑤）

（７）投票の終わった不在者投票を送致又は送付すること。（令６０①）

5 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動することができませんので十分御留意ください。例えば、日常の職務上有する影響力を利用して選挙運動をすることなどがこれに該当します。（法１３５②）

第５ 不在者投票を行う場所

不在者投票は、不在者投票管理者が管理する投票を記載する場所において行わなければなりません。（法４９①）

1 選挙の期日の公示があった場合

公示日の翌日から不在者投票は開始されるので、不在者投票管理者は、直ちに不在者投票事務の取扱場所を定めて、見やすい場所に掲示したり、回覧に供したりする等の方法で選挙人に周知するように努めてください。

また、**比例代表選出議員選挙の投票用紙には、比例代表の候補者の氏名又は政党等の名称若しくは略称を、鳥取県及び島根県選挙区選出議員**

1 指定病院において、選挙人は原則としてベッドの上で不在者投票することはできませんが、重病人等歩行の著しく困難な者については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会いがある限り、ベッドの上でも投票することができます。この場合、不在者投票管理者は投票の秘密保持に十分に注意を払い、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

2 投票を記載する場所が不在者投票管理者の管理下にある限り、不在者投票管理者がそこに実在していなくてもかまいません。

3 投票を記載する場所には、「投票記載場所」と

選挙の投票用紙には、候補者の氏名を自書して投票するので、選挙人に間違いのないよう周知してください。

特に、投票用紙の書き違い（比例代表選挙の投票用紙に選挙区選挙の候補者の氏名を書いたものなど）は無効とされますので注意してください。

2 投票の記載場所の設備

投票を記載する場所については、他人がその選挙人の投票の記載を見たり、投票用紙の交換その他不正の手段が用いられたりすることのないように、相当の設備をしなければなりません。（令58④、令32）

3 投票記載場所における選挙運動用ポスターの掲示禁止

不在者投票の記載場所には、一般の投票所と同様に選挙の公正を確保するため、選挙運動のために使用するポスター等の掲示はできません。（法143③、法145）

第6 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、選挙権を有する者を1人以上不在者投票に立ち合わせなければなりません。（令58③、令56③）

表示してください。

4 投票を記載する場所に公職の候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してあるときは、撤去しておいてください。なお、**指定病院等においては、不在者投票記載場所への候補者の氏名等の掲示は行わないこととされています。**（法175②、令125の4）

5 その他投票を記載する場所の設備については、市町村の選挙管理委員会に連絡して、その協力を得てください。

立会人は、選挙が自由かつ公正に行われるよう不在者投票事務の執行を監視する役割を果たしています。適正な管理執行を行うためには、公正な立会人の選任が不可欠です。

1 立会人は、一般の選挙の選挙権（年齢満18年以上の日本国民であって、法11条の選挙権を有しない者に該当しないこと）を有していればよく、選挙人名簿に登録されている必要はありません。（令58③、令56③）

2 立会人は、不在者投票管理者と兼ねることができません。

また、その事務を補助する者、代理投票を補助する者とも兼ねることはできません。

3 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせることその他の方法により不在者投票の公正な実施の確保に努めなければなりません。（法49⑩、令和7年6月19日付第202500066939号鳥取県選挙管理委員会委員長通知）

第7 不在者投票の手続

1 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求方法 (1) 投票用紙等の請求

選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村（以下「所属市町村」という。）の選挙管理委員会の委員長に対して選挙の期日の前日までに請求することができます。（令50①）

1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙期日の公示日前においても行うことができます。（令50①）

2 一括請求による場合は、口頭ではなく、必ず文書で請求しなければなりません。この場合、直接に請求しても、郵便により請求しても差し支えありません。（令50④）

(2) 請求の方法

ア 一括請求 (令50④)

不在者投票管理者である指定病院の院長、老人ホームの長、支援施設の長、保護施設の長、刑事施設の長、留置施設の留置業務管理者、少年院の長、少年鑑別所の長又はそれらの代理人（以下「病院長等」という。）が、入院（入所）又は収容中の選挙人（以下「入院患者等」という。）の依頼を受け、それらの入院患者等に代わって請求する方法をいいます。依頼を受ける場合には、県の選挙管理委員会の交付する依頼書（第1号様式）を用いてください。

イ 個別請求 (令50①)

入院患者等が所属市町村の選挙管理委員会の委員長に対して自分で直接請求する方法です。

ウ 請求は、直接又は郵便によります。(令50①)

県内の市町村選挙管理委員会の宛先は別表1を参照してください。

(3) 請求に必要な文書

ア 一括請求の場合

投票用紙等請求書（第2号様式）で所属市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求します。(令50④)

イ 個別請求の場合

入院患者等が自分で直接請求する場合は、不在者投票宣誓書・請求書（以下「宣誓書・請求書」という。）（第3号様式）により行います。(令50①)

(4) 入院患者等の選挙人が船員である場合

上記(3)の文書のほか選挙人名簿登録証明書を添付してください。(令50⑥)

2 投票用紙等の受領及び交付

(1) 所属市町村の選挙管理委員会へ請求すると、次の投票用紙と投票用封筒（外封筒・内封筒）が交付又は送付されます。(令53①)

ア 投票用紙（第4号様式）

(ア) 参議院比例代表選出議員選挙投票（その1）

(イ) 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙投票（その2）

イ 投票用封筒（外封筒・内封筒）（第5号様式その1・その2）

ウ 入院患者等が自分で直接請求した場合には、このほかに、不在者投票証明書（第6号様式）が在中している不在者投票証明書用封筒（第7号様式）が併せて本人に送付され

3 請求は、期間内であれば平日、土曜日、日曜日、休日を問わずいつでもできますが、時間は原則として午前8時30分から午後8時までです。(法270の2①、令142の2①I)

4 点字投票をしたい旨の依頼があったときは、不在者投票用紙等請求書兼送付書（第2・9号様式（乙用紙））の備考欄に「点字」と記入してください。

5 参議院比例代表選出議員選挙又は参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙のうち、請求の依頼のないものについては、依頼書の本文中、不要の字句を抹消させ、かつ、**乙用紙**の備考欄にその旨記入してください。

6 個別請求の場合は、第3号様式により直接所属市町村の選挙管理委員会に請求させてください。(令50①②)

7 病院長等は、できるだけ一括請求によるよう指導してください。**なお、入院患者等からの依頼書の提出期限を設けることは差し支えありませんが、病院長等は、当該期限経過後に依頼があった場合でも、選挙権を不当に害することのないよう対応する必要があります。**

※ 一括請求の場合

「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））の太線枠の中の欄を記入して「投票用紙等請求書」（第2号様式（甲用紙））に添付してください。

1 選挙人名簿に登録されていない者、失権者の投票用紙等は交付されません。

この場合、市町村の選挙管理委員会からの送付通知書に添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書（第2・9号様式（乙用紙））」の「選挙人氏名」の欄が、二重線で抹消され、「選挙人名簿」欄には登録されていない旨の記載があります。

2 送付通知書（添付されている「不在者投票用紙等請求書兼送付書（第2・9号様式（乙用紙））」に記載された氏名と依頼書の氏名とを必ず照合し、投票用紙を交付できる者であることを確認した上で投票用紙等を渡してください。(令53④)

3 点字用の投票用紙には、投票用紙（第4号様

ます。(令53②)

- (2) 一括請求の場合、病院長等は送付を受けた投票用紙等をそれぞれ請求の依頼をした入院患者等に渡してください。(令53④)

3 不在者投票の方法

投票は、必ず病院長等の管理下において、立会人(第6参照)の立会いのもとに、投票の記載場所(第5参照)で行います。(令58)

その順序は

- (1) 病院長等は、不在者投票をさせる前に

先に渡した投票用紙及び投票用封筒を選挙人に提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認し、更に投票用紙等に何も記載されていないかどうかを点検する。

- (2) 入院患者等は、投票の記載場所において

ア 比例代表選出議員選挙投票用紙には比例代表の候補者1人の氏名又は政党等の名称若しくは略称を、鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙投票用紙には候補者1人の氏名を、自ら記載し、

イ 記載済みの投票用紙をそれぞれの不在者投票用内封筒に入れて封をし、その後更に投票用外封筒に入れて封をし、

ウ 外封筒の表面に投票者が署名をして、

エ 病院長等に提出します。(以上令58①、令56②)

- (3) 病院長等は、提出を受けた後

ア 外封筒の表面に投票者の署名が自書されていることを確認した上で、

イ 外封筒の表面に次の事項を記載し、

(ア) 投票の年月日

(イ) 投票の場所

(ウ) 病院長等の職・氏名

ウ 更に、投票に立ち会った立会人に署名させます。(以上令60①)

4 特別な投票の方法

(1) 代理投票

入院患者等が心身の故障その他の事由により自書できないため代理投票の申請があったときは、病院長等は、立会人の意見を聞いて、代理投票を行わせるかどうかを決定します。

(法48、令56④、令58④)

ア 代理投票を行わせると決定したときは、

イ 投票記載の補助者2人を定め、

ウ そのうちの1人の立会いのもとに、

式)に「点字投票」である旨の表示がしてあります。(令53③)

4 個別請求した入院患者が、不在者投票証明書を封筒を投票前に開封した場合は、誤って開封したかどうかを問わず、投票させることはできないので十分注意してください。(令58②)

- 1 不在者投票は、選挙の期日の前日まですることができます。事務処理上、施設内において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があったときは、これを拒否することはできません。

なお、その投票を所属市町村の選挙管理委員会の委員長に郵送するものについては、その郵送日数を考慮して速やかに投票手続をするよう入院患者等に注意してください。

- 2 入院患者等が自ら請求した場合は、左列(1)のほか、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを調べた後でなければ投票させることはできません。(令58②)

この場合、封筒が既に開封されている場合には、投票を拒否しなくてはなりません。

- 3 点字投票を行う場合における外封筒の表面の投票者の署名は、投票用紙を損傷させるおそれがあるので、記載した投票用紙を封筒に入れる前に行うよう指導してください。

- 4 点字投票を行う入院患者等がいるときは、点字器を市町村の選挙管理委員会から借りて準備しておいてください。

- 5 外封筒の表面の**投票者の署名**(左列(2)ウ)及び**立会人の署名**(左列(3)ウ)は**必ず自書**することを要し、ゴム印の押印等は認められません。これに対し、病院長等の行う記載(左列(3)イ(ウ))は、ゴム印等を用いても差し支えありません。

- 6 病院長等は、上記5の事柄が記載されているか必ず確認してください。

- 1 左列(1)イの投票記載の補助者は、不在者投票管理者又は立会人と兼ねることはできません。

- 2 補助者は、不在者投票管理者の管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めます。

エ 他のもう1人に

入院患者等の指示に従って投票の記載をさせ、内封筒に入れて封をし、その後更に不在者投票用外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に入院患者等の氏名を記載して直ちに提出させます。(代理記載人の欄には何も記入させません。)

オ 更に上記3(3)の要領で、表面に記載します。

(2) 代理投票の仮投票

ア 病院長等は、次の場合においては、上記(1)の要領で代理投票の仮投票を行わせます。(令41、令56⑤、令58④)

(ア) 代理投票をさせる事由がないと認め、拒否と決定したことについて、入院患者等に不服がある場合

(イ) 代理投票を行わせる事由があると認め、代理投票を行わせると決定したことについて立会人に異議がある場合

イ この**代理投票の仮投票の場合に限り**、特に投票用外封筒の代理記載人欄に、**代理記載人の氏名を記載**させなければなりません。

3 代理投票を行わせる事由がないと認め、病院長等が拒否の決定をしたことについて、入院患者等に不服がない場合には、立会人に異議があっても仮投票を行わせることができません。

第8 投票の送致

病院長等は、入院患者等の投票が終わり、不在者投票用外封筒に所要事項の記入(第7の3(3))が終わったときは、

1 更に入院患者等の所属する市町村の選挙管理委員会ごとに別の封筒(第8号様式、以下「送致用封筒」という。)に入れて封をし、(入院患者等が自ら投票用紙等を請求したものについては、不在者投票証明書も併せて入れる。)

2 **封筒の表面に「選挙事務」、「不在者投票在中」と朱書して、(郵便によって送付する場合はさらにレターパックにより、)**

3 裏面に記名して印を押し、

4 入院患者等のそれぞれの所属する市町村の選挙管理委員会の委員長に、直接送致するか、又は郵便等(郵便による場合はレターパック)によって送付します。(以上令60①)

この際「投票用紙及び投票用封筒送付書」(第9号様式(甲用紙))「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))を添付してください。

1 送致又は送付を受けた所属市町村の選挙管理委員会の委員長は、直ちに投票及び不在者投票証明書を選挙人の属する投票区の投票管理者に送致します(令60②)が、投票所を閉じる時刻までに投票管理者に届かないものは、投票がなかったものとして取り扱われます(令65、令76②)ので、**病院長等は、郵送によるときは、レターパックで送付するとともに、郵送期間の余裕を見て早めに送付**してください。

2 入院患者等が自ら投票用紙等を請求した場合の投票で、不在者投票証明書が併せて送付されないときは、この投票は不受理の決定がなされますので注意してください。

3 投票を送致する際は、その取扱いに十分注意し、途中において紛失等の事故の生じないように措置してください。

4 左列4により添付する「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))は、市町村の選挙管理委員会から投票用紙と一緒に送られてきた投票用紙を交付する選挙人の氏名が記載されたものを複写して使用してください。

具体的には、

(1) 複写した「不在者投票用紙等請求書兼送

付書」(第2・9号様式(乙用紙))の二重線枠の欄に各々の選挙人の投票の状況を記載する。

- (2) 個別請求した選挙人については、複写した「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))に、あるいは新たな「不在者投票用紙等請求書兼送付書」(第2・9号様式(乙用紙))に書き足してください。この場合は、太線枠の欄と二重線枠の欄に記入してください。

第9 船員である入院患者等の不在者投票について 指定港の市町村の選挙管理委員会に請求する場合 の特例

- 1 入院患者等が船員(実習生を含む)であるときは、所属市町村の選挙管理委員会のほかに、総務省令で指定した市町村(鳥取市、境港市、岩美町、琴浦町)の選挙管理委員会の委員長に対しても、選挙人名簿登録証明書及び船員手帳(当該船員が実習生である場合には、船員手帳に準ずる文書)を提示して、投票用紙等を請求することができます。(令51①)
- 2 この場合、送付又は交付される投票用紙等は次のとおりです。
 - (1) 船員不在者投票用紙(第10号様式)
 - ア 参議院比例代表選出議員選挙投票(その1)
 - イ 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙投票(その2)
 - (2) 投票用封筒(外封筒・内封筒)(第5号様式に準じる。)
 - ア 参議院比例代表選出議員選挙投票用(その1)
 - イ 参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙投票用(その2)
- 3 なお、この場合は送付されてくる投票用封筒(外封筒)の表面に、
 - (1) 交付市町村名
 - (2) 交付年月日
 - (3) 船員の選挙人名簿の属する市町村名が特に記載されています。(令54①)
- 4 その他の投票手続は、すべて以上で述べた手続と同一です。

- 1 船員である入院患者等が自ら請求する場合には、左列によるほか宣誓書・請求書を添えなければなりません。(令52)
- 2 実習生の場合の添付資料である船員手帳に準ずる文書は、練習船実習生証明書取扱要領により地方運輸局長等から交付される練習船実習生証明書が該当します。

第10 不在者投票手続の変更

不在者投票のために投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を受けた入院患者等が、不在者投票をしなかったときは、その投票用紙及び投票用封筒（入院患者等が自ら請求した場合は、このほかに不在者投票証明書）を投票管理者に返して、選挙の期日の前日までは期日前投票所において期日前投票、選挙の当日は投票所において投票することができます。（令64②）

不在者投票事由には変更がないが、投票場所の変更があった場合、たとえば、A市の指定病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた選挙人が、不在者投票を行わないうちにB市の指定病院に移った場合、B市の指定病院で投票できるのは、本人自らが投票用紙等を請求した場合に限られます。

第11 投票用紙及び不在者投票用封筒の返還等

1 返還

入院患者等が不在者投票をせず、かつ、**第10**によって期日前投票又は選挙期日の当日投票所における投票もしなかった場合は、速やかに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければなりません。（令64②）

2 交換

投票用紙や不在者投票用封筒を汚損したり、破損したりしたときには、交付を受けた市町村の選挙管理委員会に、理由を付してこれと引換に交付を請求してください。（令36）

3 再交付

投票用紙及び不在者投票用封筒は紛失しても再交付は受けられませんから十分注意してください。

不在者投票証明書は再交付できるので、理由を付して、交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に再交付を申請してください。

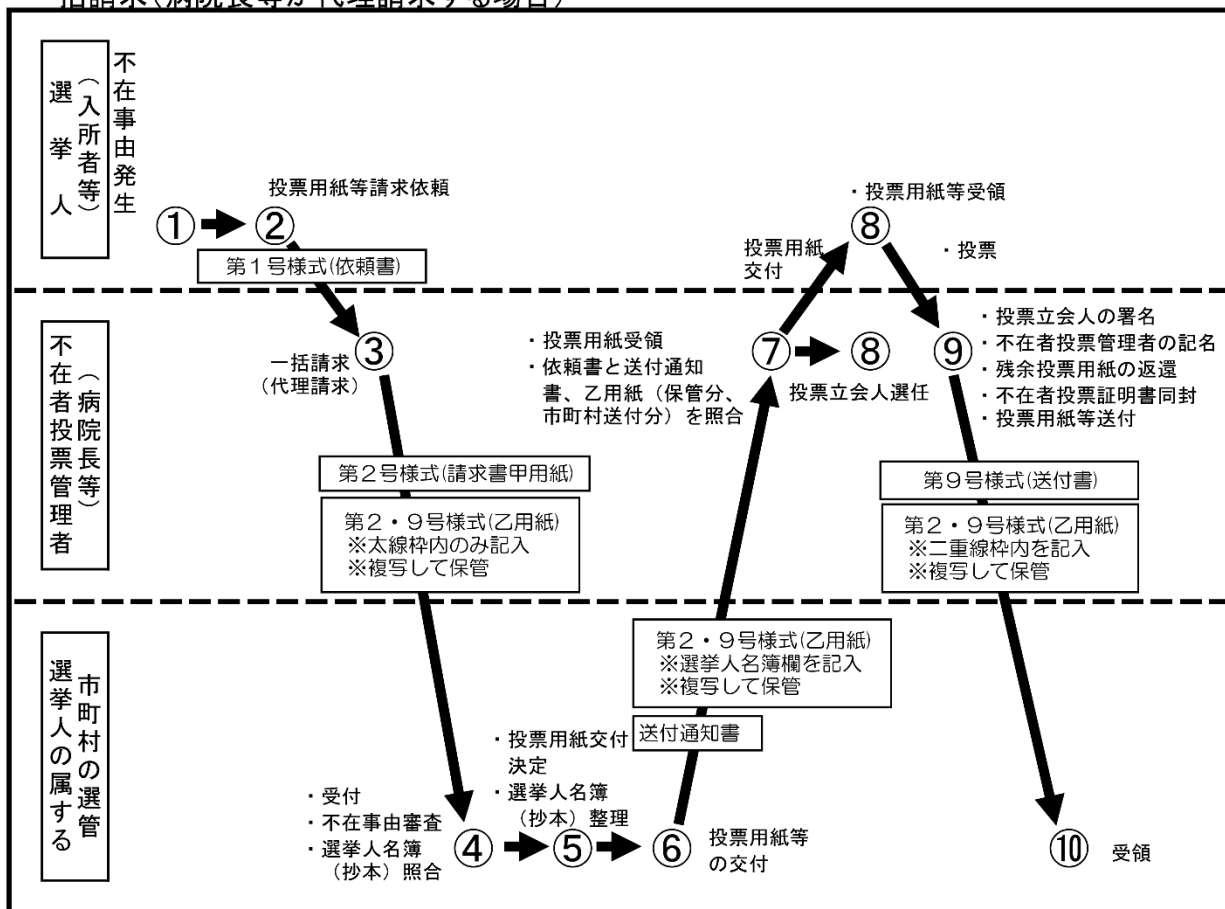
指定病院等にある入院患者等が投票用紙等の交付を受けた後、他の指定病院等に移り、その病院長等から再び投票用紙等の請求があった場合は、従前の病院長等の手元に投票用紙等があり、かつ、確実に返還されることが確認できるときは、引換えと同視し、投票用紙等の再交付を受けることができます。

第12 不在者投票事務処理状況の記録

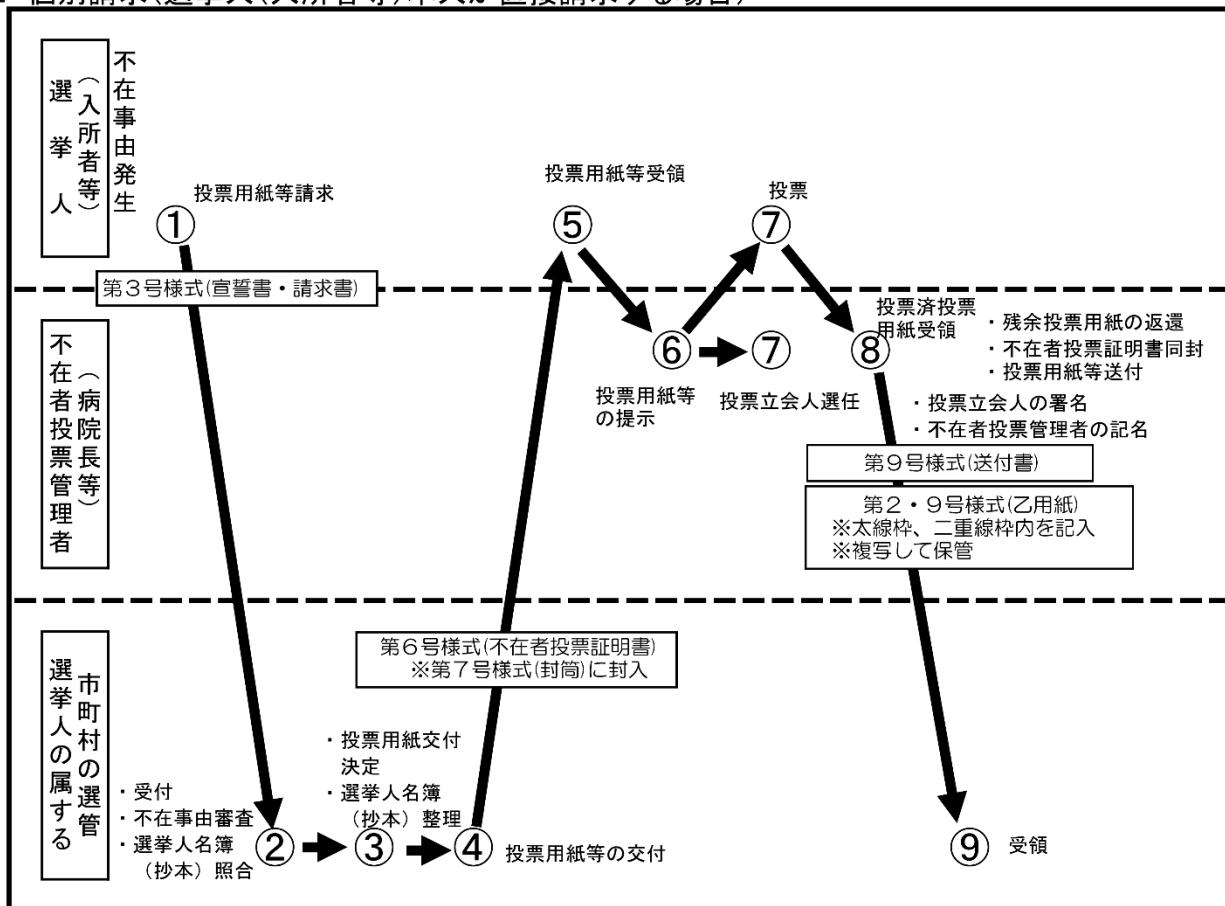
- 1 不在者投票の件数
- 2 一括請求と個別請求の別
- 3 代理投票の状況
- 4 その他（特に緊要と認められる事項）
これらを「不在者投票用紙等請求書兼送付書」（第2・9号様式（乙用紙））により記録しておいてください。

第13 指定病院等における不在者投票
投票用紙の請求 ～ 交付 ～ 送致の流れ

1 一括請求(病院長等が代理請求する場合)



2 個別請求(選挙人(入所者等)本人が直接請求する場合)



第 1 4 「第 2 ・ 9 号様式（乙用紙）」の記載要領

1 投票用紙等の請求（指定病院等 → 市町村委員会）

- (1) 乙用紙の左側太線枠内に、請求依頼を受けた選挙人の氏名、住所、生年月日を記入してください。
- (2) 以下に掲げる事項があれば、備考欄に記入してください。
- ①点字投票を希望する選挙人がいる場合はその旨
- ②選挙区選挙、比例代表選挙のいずれか一方の投票しか希望しない場合はその旨
- (3) 第 2 号様式（請求書甲用紙）を併せて送付してください。

【記載例（その 1）】

施設名を記載してください。

第 回参議院議員通常選挙
不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No.)

施設名

選挙人氏名 (生年月日)	選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日	鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙				比例代表選出議員選挙				選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄)			
				請求区分		投票状況		請求区分		投票状況		投票区	頁	番号	
				一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理				
甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町〇ー△□														
乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町△ー□×	点字													
丙 川 三代子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町□ー×◇	選挙区のみ													
丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町×ー◇〇														
(年 月 日)															
(年 月 日)															
(年 月 日)															
(年 月 日)															
(年 月 日)															
(年 月 日)															

備考欄には、投票に必要な事項を記載してください。

【指定病院等における留意事項】

1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別葉で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。

3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。

4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。

5 鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙又は比例代表選出議員選挙のいずれか一方のみの請求の依頼があったときは、備考欄に「鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙のみ」等と記載すること。

6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに○印をつけること。)

なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。

【市町村選挙管理委員会における留意事項】

1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

2 投票用紙等の交付（市町村委員会 → 指定病院等）

(1) 市町村委員会において、不在事由の審査、選挙人名簿との照合結果が右側に記入されます。

その際、選挙人名簿に記載のない選挙人については、二重線で抹消され、併せてその旨が記載されることとなります。

(2) 投票用紙等の交付の際、乙用紙のほか、併せて「投票用紙等送付通知書」が送られてきます。

【記載例（その2）】

第 回参議院議員通常選挙
不在者投票用紙等請求書兼送付書(乙用紙)

(No.)

[施設名]											選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄)			
選挙人氏名 (生年月日)	選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日	鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙				比例代表選出議員選挙				投票区	頁	番号
				請求区分		投票状況		請求区分		投票状況				
				一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理			
甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町〇ー△□											〇〇投票区	〇〇頁	〇〇〇番
乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町△ー□×	点字										△△投票区	△△頁	△△△番
丙 川 三代子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町□ー×◇	選挙区のみ										□□投票区	□□頁	□□□番
丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町×ー◇〇											登録なし		
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														

選挙人名簿に登録されていない場合、二重線で抹消されます。

【指定病院等における留意事項】

1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別葉で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。

3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。

4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。

5 鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙又は比例代表選出議員選挙のいずれか一方のみの請求の依頼があったときは、備考欄に「鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙のみ」等と記載すること。

6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに○印をつけること。)

なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。

【市町村選挙管理委員会における留意事項】

1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

【投票用紙等送付通知書（例）】

(番 号)
令和 年 月 日

施設名
不在者投票管理者 職・氏名 様

市町村選挙管理委員会委員長 氏名

令和 年 月 日執行の参議院議員通常選挙における投票用紙について（通知）

令和 年 月 日付けで請求のあったこのことについて、別添のとおり交付します。
（なお、請求のあった選挙人のうち、丁原四男氏については、選挙人名簿に登録されていないので投票用紙等を交付しません。）

記

投票用紙及び投票用封筒の内訳

	参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙	参議院比例代表 選出議員選挙
請求枚数		
交付枚数		

3 投票済み投票用紙等の送付（指定病院等 → 市町村委員会）

- (1) 乙用紙の中央二重線枠内に、投票年月日、請求区分及び投票の状況を記入してください。
- (2) 個別請求により投票を行った入院（入所）者がいた場合、太線枠、二重線枠内に追加記入し、投票済投票用紙等を併せて送付してください。

【記載例（その3）】

第 回参議院議員通常選挙
不在者投票用紙等請求書兼送付書（乙用紙）

(No.)

[施設名]			鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙								比例代表選出議員選挙				選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄)		
選挙人氏名 (生年月日)	選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日	請求区分		投票状況		請求区分		投票状況		投票区	頁	番号			
				一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理						
甲 野 一 子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町〇ー△□			○				○				〇〇投票区	〇〇頁	〇〇〇番			
乙 山 二 郎 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町△ー□×	点字	令和元年 〇月〇日	○		○		○		○		△△投票区	△△頁	△△△番			
丙 川 三代子 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町□ー×◇	選挙区 のみ	令和元年 〇月〇日	○			○					□□投票区	□□頁	□□□番			
丁 原 四 男 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町×ー◇○											登録なし					
戊 海 五 月 (昭和〇〇年〇月〇日)	鳥取市東町◇ー○△		令和元年 〇月△日			○	○			○	○						
(年 月 日)			個別請求で投票を行った者について、適宜追加記入してください。														
(年 月 日)																	
(年 月 日)																	
(年 月 日)																	
(年 月 日)																	

【指定病院等における留意事項】

1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別表で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等を請求する場合は、太線枠の中の欄のみを記入すること。

3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。

4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。

5 鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙又は比例代表選出議員選挙のいずれか一方のみの請求の依頼があったときは、備考欄に「鳥取県及び鳥根県選挙区選出議員選挙のみ」等と記載すること。

6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに○印をつけること。)

なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。)

【市町村選挙管理委員会における留意事項】

1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)

2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

依 頼 書

私は、令和 年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の投票を、当
から、投票用紙及び投票用封筒の請求を依頼します。
において行います

令和 年 月 日

住 所

選挙人名簿に記載
されている住所

選挙人氏名

年 月 日生

様

備考一

参議院比例代表選出議員選挙又は参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙のいずれか一方のみの請求を依頼する場合、本文中の「参議院比例代表選出議員選挙」又は「参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙」のいずれか請求しない方を抹消すること。
選挙人氏名欄に選挙人が自署した場合は押印は不要であること。

二

請 求 書

次の選挙人は、令和 年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙及び参議鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の当日、当 にあるため、当

において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第五十条第四項（第五十一条第二項において準用する第五十条第四項）の規定による依頼があつたので、次の選挙人に代わって、投票用紙（船員の不在者投票用紙）及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日

住 所

施設名及び職名

氏 名

選挙管理委員会委員長 様

第 回 参 議 院 議 員 通 常 選 挙
不 在 者 投 票 用 紙 等 請 求 書 兼 送 付 書 (乙 用 紙)

(No.)

[施設名

選挙人氏名 (生年月日)	選挙人名簿に登録されている住所	備考	投票年月日	鳥取県及び鳥取県選挙区選出議員選挙				比例代表選出議員選挙				選挙人名簿 (※市町村選挙管理委員会の記入欄)		
				請求区分		投票状況		請求区分		投票状況		投票区	頁	番号
				一括	個別	本人	代理	一括	個別	本人	代理			
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														
(年 月 日)														

【指定病院等における留意事項】

- 1 本表は、投票用紙等の請求先の市町村ごとに別葉で作成すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 - 2 投票用紙等を請求する場合は、本線枠の中の欄のみを記入すること。
 - 3 選挙人から公職選挙法施行令第50条第3項の申立てがあった場合には、備考欄に「点字」と記載すること。
 - 4 選挙人名簿の欄は何も記入しないこと。
 - 5 鳥取県及び鳥取県選挙区選出議員選挙又は比例代表選出議員選挙のいずれか一方のみの請求の依頼があったときは、備考欄に「鳥取県及び鳥取県選挙区選出議員選挙のみ」と記載すること。
 - 6 市町村選挙管理委員会に投票用紙等を送付する場合は、二重線枠で囲まれた欄のみを記入すること。(請求区分及び投票状況は、該当するものに○印をつけること。)
- なお、投票をしなかったため投票用紙等を返還する者については、投票状況の欄に「返還」と記載すること。
- 【市町村選挙管理委員会における留意事項】
- 1 投票用紙等の請求があった場合、その登録の有無について選挙人名簿欄に記載(登録されていない場合等はその旨記載し、選挙人氏名を二重線で見え消しすること。)すること。(必要に応じて複写しておくこと。)
 - 2 投票用紙等の交付の際は、本表を添えて交付すること。

第3号様式（不在者投票宣誓書・請求書）

表

不在者投票宣誓書・請求書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

ふ り が な
氏 名

生 年 月 日 年 月 日
(〒 -) (電話 - -)

現 住 所

(送付先及び連絡先) ※アパート等名称、部屋番号まで記入してください。
(〒 -)

選挙人名簿に記載

されている住所

※現住所と異なる場合のみ記入してください。

投票予定場所

私は、令和 年 月 日執行の参議院比例代表選出議員選挙及び参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

なお、貴市町村から鳥取県内の他の市町村へ転出した場合で、引き続き鳥取県内に住所を有する旨の証明書を添付していない場合には、併せてその確認を申請します。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

※以下は記入しないでください。

選挙人名簿			請求 方法	交付 方法	証明書	投票日又は受領日
投票区	頁	番号				
			直接 ・ 郵便	直接 ・ 郵便	有 ・ 無	月 日

- ◎ 不在者投票は、選挙の当日、公職選挙法で定められた**一定の事由に該当すると見込まれる人**に認められる制度です。

表面に記載のいずれかの事由に該当することを確認し、必要事項を記入してください。

- ◎ **表面の投票予定場所の欄**には、あなたが投票用紙等を請求した**市町村の選挙管理委員会の窓口以外の場所で投票する場合**に、病院等の場合は施設名を、それ以外の場合は市町村名を、わかる範囲で記入してください。

- ◎ 参議院比例代表選出議員選挙又は参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙のいずれかを宣誓・請求しないものがある場合は、本文中の「参議院比例代表選出議員選挙」又は「参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙」のいずれか宣誓・請求しないものを抹消してください。

第4号様式（投票用紙）

その1

候補者氏名又は 政党その他の 政治団体の名称 若しくは略称		第二十七回 参議院 比例代表 選出議員選挙投票 ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 公印
--	--	--

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

その2

候補者氏名		第二十七回 参議院鳥取県及び島根県 選挙区 選出議員選挙投票 ○注意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 公印
-------	--	---

備考

- 1 用紙はクリーム色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

点字投票用紙への選挙種類の点字表示

1 表示位置

投票用紙の表面の右上から右下にかけて表示する（下図参照）。

The diagram illustrates the Braille representation of election types on a ballot paper. It is divided into two main sections: Proportional Representation (比例代表) on the left and District Election (選挙区) on the right.

Proportional Representation (比例代表) Section:

- Top Left:** A box for the candidate's name or political party name, with Braille text: 候補者氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称.
- Top Center:** A large Braille character '比' (Hei) representing Proportional Representation.
- Top Right:** A box for the public seal (公印).
- Right Side:** A vertical box for the Braille representation of the election type, containing the characters 'サンギイン ヒレイ ダイヒョー' (Sangin Hiei Daihyo).

District Election (選挙区) Section:

- Top Left:** A box for the candidate's name, with Braille text: 候補者氏名.
- Top Center:** A large Braille character '選' (Sen) representing District Election.
- Top Right:** A box for the public seal (公印).
- Right Side:** A vertical box for the Braille representation of the election type, containing the characters 'サンギイン センキョク' (Sangin Senkyoku).

Arrows indicate the Braille representation of the election type is placed to the right of the candidate's name box.

2 表示内容

下表のとおり表示する。

選挙の種類	表示内容
比例代表選挙	サンギイン ヒレイ ダイヒョー
選挙区選挙	サンギイン センキョク

第5号様式（投票用封筒）

その1

外封筒（表）

外封筒（裏）

内封筒（表）

第27回参议院議員通常選挙（比例代表）
不在者投票
（外封筒）

鳥取県
選挙管理
委員会印

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

投票者

□在外選挙人の投票に使用
（在外選挙人）

注意一 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所
不在者投票管理者
立会人

（内封筒）

注意 この封筒には何も記載しないでください。
この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、
封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を
してください。

内封筒（裏）

備考

- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
- 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
- 3 用紙の色は白色・インクの色は黒色。

- 22 -

その2

外封筒（表）	外封筒（裏）	内封筒（表）									
第27回参議院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区） 不在者投票 （外封筒） 鳥取県 選挙管理 委員会印 ※仮投票の場合のみ記載 代理記載人 投票者 ☐在外選挙人の投票に使用 （在外選挙人） 注意 一 投票者欄の氏名は、必ず自分で書いてください。 二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。 投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者 立会人 <table border="1"><thead><tr><th>投票区</th><th>頁</th><th>番号</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr></tbody></table>	投票区	頁	番号				備考				（内封筒） 注意 この封筒には何も記載しないでください。 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、 封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を してください。 内封筒（裏）
投票区	頁	番号									
備考											

- 備考
- 1 外封筒の「代理記載人氏名」は、代理投票の仮投票の場合に限り記載するものとする。
 - 2 記載済みの投票用紙は、内封筒に入れて封をした上、さらに外封筒に入れて封をするものとする。
 - 3 用紙の色はクリーム色・インクの色は黒色。

不在者投票証明書

選挙人の氏名				
選挙人の生年月日	年	月	日生	
投票をしようとする病院、老人ホームその他の施設の名称	県 郡（市） 町（村） 番地			
その他の事項				
選挙	令和 年 月 日	執行 参議院	比例代表選出	鳥取県及び島根県選挙区選出 議員選挙

右のとおり証明する。

令和 年 月 日

鳥取県 郡（市） 町（村）

選挙管理委員会委員長

印

備考 1 参議院比例代表選出議員選挙又は参議院鳥取県及び島根県選挙区選出議員選挙のいずれか一方のみ証明する場合は、「比例代表選出」又は「鳥取県及び島根県選挙区選出」のいずれか該当しない方を抹消すること。

2 その他の事項欄には、本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。

第7号様式（不在者投票証明書用封筒）

表	裏
選挙人 注意 この封筒は、開かずそのまま不在者投票管理者に提出してください。 開封すると不在者投票はできません。 不在者投票証明書在中	何市（町）（村）選挙管理委員会委員長 印

備考

- 1 封かんの箇所には市（町）（村）選挙管理委員会の委員長の印が押されている。
- 2 封筒は、白色の用紙に黒インクで印刷する。

第8号様式（送致用封筒）

表	裏
選挙事務 不在者投票在中 選挙管理委員会委員長様 鳥取県何郡（市）何町（村）	送付者所在地 何県何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 何病院等 病院長等 氏名 印

備考

- 1 表面に記載する「選挙事務」、「不在者投票在中」は朱書すること。
- 2 病院長等の氏名は、ゴム印等によって記載しても差し支えない。
なお、第8号様式送致用封筒は交付しないので、通常使用している封筒に様式に示す事項を記載して使用のこと。
- 3 郵送による場合は、レターパックを使用すること。

第9号様式（送付書甲用紙）

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

不在者投票管理者

職 名

氏 名

印

第27回参議院議員通常選挙における不在者投票について（送付）

このことについて、下記のとおり執行しましたので、公職選挙法施行令第60条の規定により不在者投票を別添のとおり送付します。

記

1 投票用紙及び投票用封筒の精算内訳

区 分		参議院鳥取県及び島根県 選挙区選出議員選挙		参議院比例代表選出議員選挙	
		投票用紙	封 筒	投票用紙	封 筒
一括 請求	受 領 枚 数				
	使 用 枚 数				
	残 り 枚 数				
	投票者数㉔	人		人	
個別 請求	投票者数㉕	人		人	
合計投票者数(㉔+㉕)		人		人	
不在者投票証明書		通			

2 不在者投票用紙等請求書兼送付書（乙用紙）

別紙 No.1 から No. のとおり。

第10号様式（船員の不在者投票用紙）

その1

こう ほ しゃ し めい また 候 補 者 氏 名 又 は 政 党 そ の 他 の 政 治 団 体 の 名 称 若しくは略称	比	船員不在者投票	第二十七回 参 議 院 比例代表 選出議員選挙投票
○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。 ○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。			

その2

こう ほ しゃ し めい 候 補 者 氏 名	選	船員不在者投票	第二十七回 参 議 院 選挙区 選出議員選挙投票
○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 ○注 意 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。			

指定病院等における不在者投票の具体的な事務手続例

指定病院及び老人ホーム等における不在者投票については前述のとおりですが、具体的な例は次のとおりです。
○印を付しているのが、その時点における記入事項です。

I 通常の不在者投票の場合

- 指定病院である鳥取病院に入院中の患者の山田花子さんは、病院を通じて投票用紙等を請求し、令和何年何月何日同病院で、不在者投票を行うことになった。同病院の不在者投票管理者は、病院長の甲山太郎氏であり、この不在者投票を行う際の立会人は、施設外から要請した乙野次郎氏という。請求によって名簿登載の甲野市選管から所定の事項を記載した投票用紙及び不在者投票用封筒の送付があった。

甲野市選管から送付のあった不在者投票用封筒は、次のとおり。

外封筒（表）

第27回参議院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区）		
不 在 者 投 票		
（ 外 封 筒 ）		
投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者 立会人	鳥取県 選挙管理 委員会印 ※仮投票の場合のみ記載 代理記載人 投票者	☐ 在外選挙人の投票に使用 （在外選挙人）
注意 一 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。 二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。		
投 票 区	頁	番 号
備 考		

外封筒（裏）

内封筒（表）

（内封筒）

注意 この封筒には何も記載しないでください。
 この封筒に記載すみの投票用紙を入れ、
 封をしたうえ、外封筒に入れてさらに封を
 して下さい。

内封筒（裏）

- 2 不在者投票者の山田花子さんは、投票記載所で、自ら候補者一名の氏名を記載し、その投票用紙を内封筒（この封筒には何も記入してはならない。）に入れ、封をし、その後、に所定の投票用外封筒に入れ封をし、同封筒の投票者氏名欄に自分の名前を記して、不在者投票管理者甲山太郎氏に提出した。

第27回参議院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区）

不在者投票

（外封筒）

投票年月日 令和 年 月 日 投票場所

不在者投票管理者
立会人

鳥取県
選挙管理
委員会印

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

☐ 在外選挙人の投票に使用
 （在外選挙人）

投票者

 山 田 花 子

注意一 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。

二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票区	頁	番号
備考		

- 3 封をした投票用封筒を受理した不在者投票管理者の甲山太郎氏は同封筒に所定の記入事項である(1)投票の年月日、(2)投票の場所、(3)不在者投票管理者の職名と氏名の記入をした。

第27回参议院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区）

不在者投票
(外封筒)

鳥取県
選挙管理
委員会印

投票者
山田花子

□在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

注意 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投票年月日 令和 何 年 何 月 何 日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者
立会人 鳥取病院長 甲山太郎

投票区	頁	番号
備考		

- 4 次いで、この不在者投票に立ち会った立会人の乙野次郎氏は「立会人」の欄に署名をして、山田花子さんに関する投票管理の一連の行為は完全に行われた。

第27回参議院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区）

不 在 者 投 票
(外 封 筒)

投票年月日 令和 何 年 何 月 何 日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者 鳥取病院長 甲 山 太 郎

立会人 乙 野 次 郎

鳥 取 県
選 挙 管 理
委 員 会 印

※仮投票の場合のみ記載
代理記載人

投票者
山 田 花 子

□在外選挙人の投票に使用
(在外選挙人)

注意 一 投票者氏名欄の氏名は、必ず自分で書いてください。
二 代理記載人欄の氏名は、代理投票の仮投票の場合にのみ書いてください。

投 票 区	頁	番 号
備 考		

- Ⅱ 不在者投票の代理投票（第7の4の（1）参照）における投票用封筒に記載すべき事項については、Ⅰと同様です。
- Ⅲ 不在者投票の代理投票の仮投票（第7の4の（2）参照）については、投票用封筒の表面の代理記載人欄に代理記載人の氏名を記載させなくてはなりません。そのほかの同封筒の記載についてはⅠと同様です。

第27回参议院議員通常選挙（鳥取県及び島根県選挙区）

不 在 者 投 票
（ 外 封 筒 ）

投票年月日 令和 何 年 何 月 何 日 投票場所 鳥取病院事務室

不在者投票管理者 鳥取病院長 甲 山 太 郎

立会人 乙 野 次 郎

鳥取県
選挙管理
委員会印

※仮投票の場合のみ記載

代理記載人 丙 野 三 郎

投票者
山 田 花 子

□在外選挙人の投票に使用
（在外選挙人）

投 票 区	頁	番 号
備 考		

※ 代理記載人欄は、代理投票の仮投票の場合にのみ記載。

別表 1

市町村選挙管理委員会所在地等一覧表

令和7年6月1日現在

市 町 村 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X 番 号
鳥 取 市	680-8571	鳥取市幸町 71	0857-30-8477	0857-20-3945
米 子 市	683-8686	米子市加茂町 1-1	0859-23-5346	0859-23-5349
倉 吉 市	682-8633	倉吉市堺町 2-253-1	0858-22-8147	0858-22-8170
境 港 市	684-8501	境港市上道町 3426	0859-47-1082	0859-47-1133
岩 美 町	681-8501	岩美町大字浦富 675-1	0857-73-1411	0857-73-1569
若 桜 町	680-0792	若桜町大字若桜 801-5	0858-82-2211	0858-82-0134
智 頭 町	689-1402	智頭町大字智頭 2072-1	0858-75-4111	0858-75-1193
八 頭 町	680-0493	八頭町郡家 493	0858-76-0201	0858-73-0147
三 朝 町	682-0195	三朝町大字大瀬 999-2	0858-43-1111	0858-43-0647
湯 梨 浜 町	682-0723	湯梨浜町大字久留 19-1	0858-35-3113	0858-35-3697
琴 浦 町	689-2392	琴浦町大字徳万 591-2	0858-52-2111	0858-49-0000
北 栄 町	689-2292	北栄町由良宿 423-1	0858-37-5861	0858-37-5339
日 吉 津 村	689-3553	日吉津村大字日吉津 872-15	0859-27-0211	0859-27-0903
大 山 町	689-3211	大山町御来屋 328	0859-54-5201	0859-54-2702
南 部 町	683-0351	南部町法勝寺 377-1	0859-66-3112	0859-66-4806
伯 耆 町	689-4133	伯耆町吉長 37-3	0859-68-3111	0859-68-3866
日 南 町	689-5292	日南町霞 800	0859-82-1111	0859-82-1478
日 野 町	689-4503	日野町根雨 101	0859-72-0331	0859-72-1484
江 府 町	689-4401	江府町大字江尾 1717-1	0859-75-2211	0859-75-2389

別表2 指定病院等一覧

施設番号	施設名	郵便番号	所在地	代表者	電話番号	ファックス番号	収容定員
1	鳥取赤十字病院	680-8517	鳥取市尚徳町117	院長 竹内裕美	0857-24-8111	0857-22-7903	350
2	鳥取県立中央病院	680-0901	鳥取市江津730	院長 千酌浩樹	0857-26-2271	0857-29-3227	518
3	鳥取市立病院	680-8501	鳥取市の場一丁目1	施設長 平野文弘	0857-37-1522	0857-37-1553	340
4	独立行政法人国立病院機構 鳥取医療センター	689-0203	鳥取市三津876	院長 高橋 浩士	0857-59-1111	0857-59-1589	463
5	鳥取生協病院	680-0833	鳥取市末広温泉町458	院長 皆木眞一	0857-24-7251	0857-26-2945	260
6	社会医療法人明和会医療福祉センター 渡辺病院	680-0011	鳥取市東町三丁目307	院長 渡辺 憲	0857-24-1151	0857-24-1024	282
7	医療法人社団 尾崎病院	680-0941	鳥取市湖山町北2丁目555	理事長 尾崎 舞	0857-28-6616	0857-31-0730	180
8	鳥取市介護老人保健施設やすらぎ	680-0873	鳥取市の場一丁目11	施設長 以後 樹子	0857-53-5770	0857-53-5766	100
9	介護老人保健施設いなば幸朋苑(従来型)	680-0001	鳥取市浜坂228-1	施設長 金藤 大三	0857-23-6611	0857-23-6613	80
10	ユニット型介護老人保健施設いなば幸朋苑	680-0001	鳥取市浜坂228-1	施設長 金藤 大三	0857-23-6611	0857-23-6613	20
11	医療法人賛幸会老人保健施設はまゆう	680-0924	鳥取市野寺62-1	施設長 田中敬子	0857-51-7801	0857-51-7810	100
12	鳥取大学医学部附属病院	683-8504	米子市西町36-1	病院長 武中 篤	0859-38-7027	0859-38-7029	697
13	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター	683-0006	米子市車尾4丁目17-1	院長 齋岡 直人	0859-33-7111	0859-34-1580	270
14	社会医療法人同愛会 博愛病院	683-0853	米子市両三柳1880	院長 廣岡 保明	0859-29-1100	0859-29-6322	199
15	医療法人育生会 高島病院	683-0826	米子市西町6	理事長 浦辺千晶	0859-32-7711	0859-23-3863	119
16	独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院	683-8605	米子市皆生新田一丁目8-1	院長 萩野 浩	0859-33-8181	0859-22-9651	363
17	医療法人友誼会 皆生温泉病院	683-0002	米子市皆生新田三丁目7-8	院長 森本兼人	0859-32-9119	0859-32-3869	158
18	医療法人養和会 養和病院	683-0841	米子市上後藤三丁目5-1	院長 野坂仁愛	0859-29-5351	0859-29-7179	230
19	医療法人養和会 介護老人保健施設 仁風荘(従来型)	683-0841	米子市上後藤三丁目5-1	施設長 門脇 敬一	0859-24-0007	0859-48-1028	56
20	医療法人養和会 ユニット型介護老人保健施設 仁風荘	683-0841	米子市上後藤三丁目5-1	施設長 門脇 敬一	0859-24-0007	0859-48-1028	44
21	医療法人厚生会 介護老人保健施設あわしま	683-0854	米子市彦名町1250	施設長 渡邊 ありさ	0859-24-1503	0859-24-1504	87
22	社会医療法人同愛会 介護老人保健施設やわらぎ	683-0801	米子市新開4丁目11-13	施設長 大村 宏	0859-31-1000	0859-31-1003	67
23	ユニット型介護老人保健施設やわらぎ	683-0801	米子市新開4丁目11-13	施設長 大村 宏	0859-31-1000	0859-31-1003	10
24	医療法人 真誠会 介護老人保健施設ゆうとびあ	683-0852	米子市河崎581-3	理事長 前田 浩寿	0859-24-5666	0859-24-6032	89
25	介護老人保健施設弓浜ゆうとびあ	683-0104	米子市大崎1511-1	施設長 齋藤 憲樹	0859-48-2334	0859-48-2277	70
26	介護老人保健施設 なんぷ幸朋苑(従来型)	683-0021	米子市石井1238	施設長 濱副隆一	0859-26-5566	0859-26-5570	36
27	ユニット型介護老人保健施設 なんぷ幸朋苑	683-0021	米子市石井1238	施設長 濱副隆一	0859-26-5566	0859-26-5570	44
28	鳥取県立厚生病院	682-0804	倉吉市東昭和町150	院長 花木 啓一	0858-22-8181	0858-22-1350	304
29	医療法人里仁会 北岡病院	682-0887	倉吉市明治町1031-5	院長 松田哲郎	0858-22-3176	0858-22-7299	102
30	医療法人共済会 清水病院	682-0881	倉吉市宮川町129	院長 堤嶋 正	0858-22-6170	0858-22-3030	98
31	医療法人十字架 野鳥病院	682-0863	倉吉市瀬崎町2714-1	院長 山本敏雄	0858-22-6231	0858-22-6843	190
32	医療福祉センター 倉吉病院	682-0023	倉吉市山根43	院長 兼子幸一	0858-26-1011	0858-22-6843	240
33	医療法人清生会 谷口病院	682-0022	倉吉市上井町一丁目13	病院長 佐伯英明	0858-26-1211	0858-26-1216	42
34	医療法人専仁会 信生病院	682-0017	倉吉市清谷町一丁目286	理事長 岸田政実	0858-26-7773	0858-26-7753	92
35	医療法人清和会 埴田病院	682-0021	倉吉市上井302-1	院長 坂本雅彦	0858-26-5211	0858-26-6724	86
36	介護老人保健施設 ル・サンテリアン(従来型)	682-0023	倉吉市山根55-233	施設長 遠藤 信典	0858-26-3051	0858-26-3005	40
37	ユニット型介護老人保健施設 ル・サンテリアン	682-0023	倉吉市山根55-233	施設長 遠藤 信典	0858-26-3051		60
38	医療法人清和会 介護老人保健施設うつぶき	682-0021	倉吉市上井301	施設長 山村 至	0858-26-6331	0858-48-1528	100
39	医療法人十字架 老人保健施設のじま	682-0863	倉吉市瀬崎町2714-1	施設長 熊谷 哲夫	0858-23-7100	0858-23-7101	106
40	社会医療法人仁厚会 藤井政雄記念病院	682-0023	倉吉市山根43-1	院長 宮崎 聡	0858-26-2111	0858-26-2112	120
41	鳥取県済生会境港総合病院	684-8555	境港市米川町44	病院長 佐々木祐一郎	0859-42-3161	0859-42-3165	197
42	介護老人保健施設 さかい幸朋苑	684-0063	境港市誠道町2082	施設長 渡部信之	0859-45-6782	0859-45-6818	50
43	済生会介護老人保健施設はまかぜ	684-0062	境港市蓮池町78-1	施設長 栗木悦子	0859-42-3190	0859-47-0890	50
44	岩美町国民健康保険岩美病院	681-0003	岩美郡岩美大字清富1029-2	事業管理者 小谷訓男	0857-73-1421	0857-73-0028	99
45	介護老人保健施設すこやか	680-0463	八頭郡八頭町宮谷123	施設長 村田勝敏	0858-76-7600	0858-76-0588	76
46	国民健康保険 智頭病院	689-1402	八頭郡智頭町大字智頭1875	院長 森下 嗣威	0858-75-3211	0858-75-3636	144
47	鳥取医療生協鹿野温泉病院	689-0325	鳥取市鹿野町今市242	院長 竹内 勲	0857-84-2311	0857-84-3227	96
48	介護老人保健施設ル・サンテリアン鹿野	689-0425	鳥取市鹿野町今市80	管理者 平本眞介	0857-84-3700	0857-84-3705	80
49	介護老人保健施設ル・サンテリアン鹿野ユニット型	689-0425	鳥取市鹿野町今市80	管理者 平本眞介	0857-84-3700	0857-84-3705	20
50	医療法人専仁会 介護老人保健施設 ハワイ信生苑	682-0715	東伯郡湯梨浜町はわい温泉58-5	理事長 岸田政実	0858-35-5211	0858-35-5212	71
51	鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	682-0197	東伯郡大山町山田690	院長 深田 悟	0858-43-1321	0858-42-2732	178
52	南部町国民健康保険西伯病院	683-0323	西伯郡南部町優397	院長 長谷川純一	0859-66-2211	0859-66-4012	198
53	介護老人保健施設ル・サンテリアンよどえ(従来型)	689-3425	米子市淀江町佐陀2169	管理者 武田 二郎	0859-56-4073	0859-56-4075	41
54	介護老人保健施設ル・サンテリアンよどえユニット型	689-3425	米子市淀江町佐陀2169	管理者 武田 二郎	0859-56-4073	0859-56-4075	40
55	医療法人美穂会介護老人保健施設すこ苑	689-3205	西伯郡大山町西坪545-1	理事長 鳥羽美和	0859-54-3388	0859-54-3690	94
56	医療法人社団キマチ外科・整形外科医院介護老人保健施設サンライズ名和	689-3221	西伯郡大山町富長750-3	施設長 来海秀和	0859-54-3232	0859-54-3212	60
57	日野病院組合 日野病院	689-4504	日野郡日野町野田332	塔田淳一	0859-72-0351	0859-72-0089	99
58	医療法人社団日翔会 介護老人保健施設 おしどり荘	689-4503	日野郡日野町根南909-1	施設長 原田和美	0859-72-0410	0859-72-1784	70
59	日南町国民健康保険 日南病院	689-5211	日野郡日南町生山511-7	事業管理者 福家寿樹	0859-82-1235	0859-82-1341	99
60	社会医療法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院	680-0003	鳥取市覚寺181	院長 橋口浩一	0857-27-1151	0857-27-1152	180
61	老人保健施設 ふたば	680-8062	鳥取市国府町稲葉丘三丁目303	管理者 山脇敏正	0857-23-1830	0857-23-1903	100
62	介護老人保健施設 ル・サンテリアン北条(従来型)	689-2111	東伯郡北条町土下123-1	理事長 藤井一博	0858-36-5220	0858-36-5224	60
63	介護老人保健施設 ル・サンテリアン北条ユニット型	689-2111	東伯郡北条町土下123-1	理事長 藤井一博	0858-36-5220	0858-36-5224	20
64	社会福祉法人敦仁会介護老人保健施設ル・サンテリアン東郷	689-0731	東伯郡湯梨浜町野花443-1	施設長 今田 悌雅	0858-32-2570	0858-32-2574	47
65	ユニット型介護老人保健施設ル・サンテリアン東郷	689-0731	東伯郡湯梨浜町野花443-1	施設長 今田 悌雅	0858-32-2570	0858-32-2574	18
66	医療法人至誠会介護老人保健施設ひまわり(従来型)	682-0411	倉吉市関金町関金宿1891-1	施設長 谷田 理	0858-45-6111	0858-45-6113	54
67	医療法人至誠会ユニット型介護老人保健施設ひまわり	682-0411	倉吉市関金町関金宿1891-1	施設長 谷田 理	0858-45-6111	0858-45-6113	44
68	医療法人昌平会大山リハビリテーション病院	689-4102	西伯郡伯耆町大原927-1	病院長 富田昌宏	0859-68-4111	0859-68-4185	60
69	介護老人保健施設アイアイ	683-0257	米子市榎原1823	施設長 清水法男	0859-39-7700	0859-39-7701	70
70	社会福祉法人宏平会介護老人保健施設しびのさと	689-4105	西伯郡伯耆町久吉1109-2	理事長 富田昌宏	0859-68-6565	0859-68-6566	70
71	介護老人保健施設はまなす	689-3114	西伯郡大山町中1383	施設長 岸田 芳幸	0858-58-6161	0858-58-2175	50
72	介護老人保健施設ウェルケアいなば	680-1203	鳥取市河原町稲常463	施設長 芦田 一郎	0858-85-1681	0858-85-0011	68
73	錦海リハビリテーション病院	683-0825	米子市錦海町3-4-5	病院長 角田賢	0859-34-2300	0859-34-2303	48
74	介護老人保健施設あやめ	689-4411	日野郡江府町大字武庫475	施設長 秦 幸吉	0859-75-3230	0859-75-3280	40
75	介護老人保健施設あやめ(ユニット型)	689-4411	日野郡江府町大字武庫475	施設長 秦 幸吉	0859-75-3230	0859-75-3280	40
76	鳥取県済生会介護医療院なでこ境港	684-8555	境港市米川町44	施設長 丸山茂樹	0859-42-5801	0859-42-5801	29
77	社会医療法人仁厚会米子東病院	689-3425	米子市淀江町佐陀2169	院長 森尾 泰夫	0859-56-5232	0859-56-5233	95
78	医療法人社団昌平会介護医療院はじめ	689-4102	西伯郡伯耆町大原927-1	管理者 富田昌宏	0859-68-4111	0859-68-4185	40

施設番号	施設名	郵便番号	所在地	代表者	電話番号	ファックス番号	収容定員
79	社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院介護医療院セテナリアンハウス	680-0011	鳥取市東町三丁目307	院長 渡辺 憲	0857-24-1151	0857-24-1024	26
80	社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院介護医療院カメリアハウス	680-0003	鳥取市覚寺181	院長 橋口浩一	0857-27-1151	0857-27-1152	60
81	社会医療法人明和会医療福祉センターウェルフェア北園渡辺病院介護医療院マグリシアハウス	680-0003	鳥取市覚寺181	院長 橋口浩一	0857-27-1151	0857-27-1152	60
82	鳥取医療生活協同組合介護医療院レインボーしかの	689-0425	鳥取市鹿野町今市242	施設長 上 萬 恵	0857-84-2311	0857-84-3287	46
83	介護老人ホーム鳥取市なごみ苑	680-0873	鳥取市の場二丁目1	所長 川口弥文	0857-53-6551	0857-53-6554	90
84	ふしの白寿苑(ユニット型)	689-0201	鳥取市伏野1771番地36	苑長 小谷昭男	0857-59-0108	0857-59-1700	70
85	白兎あすなろ	689-0206	鳥取市白兎8	施設長 太田 勝彦	0857-59-0111	0857-59-1228	100
86	美和あすなろ	680-1146	鳥取市赤子田451	施設長 名越 善彦	0857-53-5721	0857-53-5724	82
87	ケアハウス いなば幸朋苑	680-0001	鳥取市浜坂228-1	施設長 田中 俊介	0857-23-6611	0857-23-6613	50
88	高草あすなろ(従来型)	680-1418	鳥取市大橋330	施設長 大橋茂樹	0857-39-1800	0857-39-1801	86
89	高草あすなろ(ユニット型事業所)	680-1418	鳥取市大橋330	施設長 大橋茂樹	0857-39-1800	0857-39-1801	30
90	特別介護老人ホーム若葉台(従来型)	689-1112	鳥取市若葉台南四丁目2-27	施設長 田中徹	0857-38-6666	0857-38-6611	86
91	特別介護老人ホーム若葉台(ユニット型事業所)	689-1112	鳥取市若葉台南四丁目2-27	施設長 田中徹	0857-38-6666	0857-38-6611	10
92	皆生みどり苑	683-0002	米子市皆生新田二丁目3-1	苑長 飯田健一	0859-32-2500	0859-32-2507	20
93	皆生みどり苑(ユニット型)	683-0002	米子市皆生新田二丁目3-1	苑長 飯田健一	0859-32-2500	0859-32-2507	80
94	特別介護老人ホーム よなご幸朋苑	683-0841	米子市上後藤3丁目7-1	施設長 高岡久雄	0859-30-0123	0859-30-0130	74
95	特別介護老人ホーム なんぶ幸朋苑(従来型)	683-0021	米子市石井1238	総合施設長 中村泰文	0859-26-5566	0859-26-5570	80
96	ユニット型特別介護老人ホーム なんぶ幸朋苑	683-0021	米子市石井1238	総合施設長 中村泰文	0859-26-5566	0859-26-5570	24
97	介護老人福祉施設博愛苑	689-3533	鳥取市一色555	施設長 渡邊 智之	0859-37-1100	0859-27-7233	84
98	介護老人福祉施設ピースポート	683-0104	米子市大崎1511-1	施設長 竹下 将史	0859-48-2332	0859-48-2277	74
99	社会福祉法人こうほうえん ケアハウスなんぶ幸朋苑	683-0021	米子市石井1238	施設長 森安 克彦	0859-26-5566	0859-26-5570	50
100	介護老人ホーム シルバー 倉吉	682-0018	倉吉市福庭町2丁目145	崎上 信樹	0858-26-0821	0858-26-0822	50
101	湯梨浜はごろも苑(ユニット型)	682-0012	鳥取市湯梨浜町上浅津407	金浦 文男	0858-41-1701	0858-41-1702	120
102	介護老人福祉施設 ル・ソラリオン(従来型)	682-0023	倉吉市山根55-3	施設長 平田雅人	0858-26-0115	0858-26-0116	35
103	ユニット型介護老人福祉施設 ル・ソラリオン	682-0023	倉吉市山根55-3	施設長 平田雅人	0858-26-0115	0858-26-0116	100
104	特別介護老人ホーム さかい幸朋苑	684-0063	境港市誠道町2083番地	施設長 濱田 壮	0859-45-6781	0859-45-6785	90
105	ケアハウスさかい幸朋苑	684-0063	境港市誠道町2082	施設長 大塚正晃	0859-45-6782	0859-45-6818	50
106	岩井あすなろ(従来型)	681-0025	岩美郡岩美町大字宇治1034	施設長 坂本資明	0857-72-3571	0857-72-3575	38
107	岩井あすなろ(ユニット型事業所)	681-0025	岩美郡岩美町大字宇治1034	施設長 坂本資明	0857-72-3571	0857-72-3575	44
108	特別介護老人ホーム 河原あすなろ	680-1205	鳥取市河原町今在家842	施設長 井殿修子	0858-85-1411	0858-85-1573	76
109	智頭町立智頭心苑	689-1402	八頭郡智頭町大字智頭1875	所長 高田昌史之	0858-75-2717	0858-75-0025	76
110	特別介護老人ホーム 気高あすなろ	689-0351	鳥取市気高町八幡268	施設長 大橋 陽子	0857-82-3971	0857-82-3975	70
111	母来寮	682-0712	東伯郡湯梨浜町大字上浅津70-1	寮長 圓山智則	0858-35-2019	0858-35-2023	124
112	特別介護老人ホーム三朝温泉 三喜苑	682-0125	東伯郡三朝町大字横手396	施設長 藤原 佐智	0858-43-3322	0858-43-3321	70
113	ケアハウスみどり園	689-2301	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 小倉 寿行	0858-53-2511	0858-53-2512	50
114	特別介護老人ホームみどり園	689-2301	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 前田信子	0858-53-2820	0858-53-2822	90
115	介護老人福祉施設百寿苑	689-2501	東伯郡琴浦町大字赤崎1061-3	苑長 入江祐子	0858-55-2051	0858-55-2445	50
116	特別介護老人ホームゆうらく	683-0337	西伯郡南部町落合480	施設長 細田庸夫	0859-66-2253	0859-66-2282	97
117	特別介護老人ホームいずみの苑	689-3402	米子市淀江町淀江1075	理事長 河本美穂	0859-56-6888	0859-56-3338	74
118	軽費老人ホーム玉真園	689-3226	西伯郡大山町大塚717	施設長 タ永 聖士	0859-54-2438	0859-54-2393	75
119	特別介護老人ホームあかねの郷	689-5665	日野郡日南町下石見2315	理事長 坪倉 孔喜	0859-83-0842	0859-83-0846	90
120	特別介護老人ホーム江美の郷	689-4403	日野郡江府町大字久達7	施設長 小倉格	0859-75-3626	0859-75-3645	50
121	ケアハウス 新しいなば幸朋苑	680-0001	鳥取市浜坂222-1	施設長 中尾 一成	0857-39-8665	0857-23-6771	36
122	介護老人福祉施設新しいなば幸朋苑	680-0001	鳥取市浜坂222-1	施設長 中尾 一成	0857-39-8665	0857-23-6771	50
123	社会福祉法人敬仁会特別介護老人ホーム ル・ソラリオン名和	689-3205	西伯郡大山町西坪520-1	施設長 佐々木 和代	0859-54-6500	0859-54-6501	70
124	社会福祉法人敬仁会ケアハウス ル・ソラリオン名和	689-3205	西伯郡大山町西坪520-1	施設長 佐々木 和代	0859-54-6500	0859-54-6501	15
125	指定介護老人福祉施設わかさあすなろ	680-0701	八頭郡若桜町若桜1238	施設長 鹿田哲	0858-82-5151	0858-82-5152	66
126	ケアハウス三喜苑	682-0125	東伯郡三朝町大字横手396	施設長 藤原 佐智	0858-43-3322	0858-43-3321	15
127	ケアハウスいずみの苑	689-3402	米子市淀江町淀江1075	理事長 河本美穂	0859-56-6888	0859-56-3338	20
128	社会福祉法人みのり福祉会倉吉ストーリーoyal	682-0922	倉吉市福守町433	施設長 森貞福恵	0858-28-6318	0858-28-6348	59
129	ケアハウスリバーサイド	683-0104	米子市大崎1511-1	施設長 竹下 将史	0859-48-2630	0859-48-2277	50
130	ケアハウス ル・サンテリオン	682-0023	倉吉市山根55-234	施設長 梶本 由香	0858-26-3051		15
131	社会福祉法人宏平会ケアハウス大山のふもと	689-4102	西伯郡伯耆町大原1013-11	施設長 金田 友実	0859-68-6800	0859-68-6801	72
132	特別介護老人ホームすこやか	680-0463	八頭郡八頭町宮谷174-1	施設長 田中 裕之	0858-76-7601		74
133	社会福祉法人やず ケアハウスすこやか	680-0463	八頭郡八頭町宮谷165-1	施設長 井上 貴之	0858-76-7611	0858-76-0590	50
134	特別介護老人ホーム あいご	689-4503	日野郡日野町根南730	梅谷 英樹	0859-77-0777	0859-72-1818	50
135	軽費老人ホーム第2ケアハウスみどり園	689-2301	東伯郡琴浦町大字八橋1937	施設長 小倉 寿行	0858-53-6131	0858-53-2512	30
136	特別介護老人ホームなりすな(従来型)	689-0511	鳥取市青谷町善田27-1	施設長 福永貴祐	0857-85-0117	0857-85-5025	50
137	特別介護老人ホームなりすな(ユニット型事業所)	689-0511	鳥取市青谷町善田27-1	施設長 福永貴祐	0857-85-0117	0857-85-5025	36
138	有料老人ホームいずみの苑	689-3402	米子市淀江町淀江1075	理事長 河本美穂	0859-56-6888	0859-56-3338	84
139	特別介護老人ホーム大山やすらぎの里	689-3333	西伯郡大山町唐王208	施設長 浅田 龍太郎	0859-39-5555	0859-39-5100	57
140	介護老人福祉施設新さかい幸朋苑	684-0033	境港市上道町2053-1	施設長 藤本 健	0859-47-6511	0859-47-6513	64
141	社会福祉法人だんのさとケアハウス暖の里	680-1442	鳥取市吉岡温泉町52-1	施設長 川口 保則	0857-57-0150	0857-57-0180	50
142	社会福祉法人だんのさとケアハウス暖の里新館	680-1442	鳥取市吉岡温泉町895-1	施設長 前田 康成	0857-54-5755	0857-54-5766	50
143	特別介護老人ホームいこいの杜	680-0947	鳥取市湖山町西三丁目113-1	所長 奥田 恵子	0857-32-0151	0857-32-1510	80
144	社会福祉法人慶愛会 軽費老人ホーム 皆生やすらぎの里あおい	683-0001	米子市皆生温泉四丁目17-2	施設長 渡邊 愛子	0859-34-5731	0859-34-5741	50
145	介護老人福祉施設にしまち幸朋苑	680-0022	鳥取市西町5丁目108	理事長 廣江 晃	0857-25-6517	0857-25-6516	30
146	有料老人ホームけあホームひまわり関金	682-0411	倉吉市関金町関金宿1891-10	管理者 福井 直樹	0858-45-6117	0858-45-6113	18
147	小規模特別介護老人ホームきたやま	680-0601	八頭郡八頭町北山159-1	施設長 岡垣一樹	0858-84-6220	0858-84-3111	29
148	ケアハウスかずき	689-3225	西伯郡大山町押平747-1	施設長 笠井敬一郎	0859-54-6180	0859-54-2788	30
149	特別介護老人ホームはまゆう	680-0923	鳥取市服部204-1	理事長 田中彰	0857-51-7838	0857-51-7837	60
150	特別介護老人ホームのてらはまゆう	680-0924	鳥取市野寺67番地	理事長 田中彰	0857-51-8188	0857-51-7078	70
151	地域密着型介護老人福祉施設皆生ピースポート(ユニット型)	683-0801	米子市新開3丁目3-10	施設長 佐平登志美	080-5611-3358	0859-36-8192	29
152	介護老人ホーム真誠会皆生エスポワール	683-0801	米子市新開1丁目5-15	施設長 瀬野尾 剛	0859-33-9310	0859-33-9397	140
153	障害者福祉センター友愛寮	680-0947	鳥取市湖山町西三丁目113-1	寮長 山本 須美枝	0857-28-4717	0857-28-4750	50
154	障害者福祉センター厚和寮	680-0947	鳥取市湖山町西三丁目127	寮長 生駒哲一	0857-28-0860	0857-28-0876	40
155	伏野つばき園	689-0201	鳥取市伏野2259番地43	施設長 荘田 伸陽	0857-59-1911	0857-59-2222	40
156	ヴェルヴェチア	682-0841	倉吉市大宮451-1	施設長 松下 昇	0858-28-6781	0858-28-6778	50
157	障害者支援施設 光洋の里	684-0072	境港市渡町2480	施設長 清水美和子	0859-45-5400	0859-45-5411	70

施設 番号	施設名	郵便番号	所在地	代表者	電話番号	ファックス番号	収容 定員
158	救護施設 よなご大平園	689-3541	米子市二本木1690	施設長 増田 賢二	0859-56-6226	0859-56-6228	70
159	救護施設ゆりはま大平園	689-0732	東伯郡湯梨浜町長和田1835-1	施設長 石田 留美	0858-32-0780	0858-32-0787	80
160	社会福祉法人明和会医療福祉センター ウェルフェア北園渡辺病院 介護医療院アルメリアハウス	680-0003	鳥取市覚寺181番地	院長 橋口浩一	0857-27-1151	0857-27-1152	60
161	養和病院介護医療院	683-0841	米子市上後藤3-5-1 養和病院2F	管理者 野坂 仁愛	0859-29-5311		30
162	介護医療院ふもと	689-4102	西伯郡伯耆町大原927-1	管理者 富田 昌宏	0859-68-4111	0859-68-4185	118
163	ケアハウス新しいなば幸朋苑はまなす	680-0001	鳥取市浜坂222-1	中尾 一成	0857-23-6611	0857-23-6771	29
164	西伯病院介護医療院さくら	683-0323	西伯郡南部町倭397	院長 宇田川 晃秀			15
165	介護医療院ふじい	682-0023	鳥取県倉吉市山根43	宮崎 聡			19
166	鳥取刑務所	680-1165	鳥取市下味野719	所長 前田 昭浩	0857-53-4191		651
167	米子拘置支所	683-0841	米子市上後藤六丁目15番1号	支所長 大家晃	0859-29-2541	0859-24-0133	50
168	鳥取県警本部	680-8520	鳥取市東町一丁目271				
169	鳥取少年鑑別支所	680-0007	鳥取市湯所町2丁目417	支所長 小磯 篤士	0857-23-4441		
170	鳥取警察署	680-0911	鳥取市千代水3丁目100番地	署長 樋口 敬	0857-32-0110	0857-32-0115	
171	米子警察署	683-0004	米子市上福原1266番地4	署長 山田 衛	0859-33-0110	0859-33-0112	
172	倉吉警察署	682-0017	倉吉市清谷町1丁目10番地	署長 足羽 光芳	0858-26-7110	0858-26-7114	
173	琴浦大山警察署	689-2501	東伯郡琴浦町大字赤碕1919番地21	署長 中嶋 信介	0858-49-8110	0858-49-8112	